

2020年9月8日

## 第8回：日本滞在長期化中国駐在員の個人所得税（駐在員事務所）

### 1. 個人所得税課税における駐在員事務所の特例

駐在員事務所の外国人（代表登記された外国人）の場合でも、個人所得税の原則（居住者・非居住者判定、課税対象所得源泉、課税対象期間、その他）は同様。

但し、非居住者が代表を務める場合、財政部・税務総局 2019 年第 35 号に、以下の規定があるのがポイント。

- 国内雇用者が、企業所得税を査定徴収方法で納税している場合、若しくは、営業収入がなく所得税を徴収されていない場合、外国人個人が当該雇用者のために勤務して取得した賃金給与所得は、当該国内雇用者の会計帳簿の中に記載されるか否かに拘わらず、共に当該国内雇い主が支払った、または負担したと見なす。

上記は既に失効となっている、国税発[1994]148号の規定をそのまま引き継いでいる。

趣旨は、実質所得課税をしていない組織（適切な会計・税務処理が行われていない組織）に關与する外国人は、実態を問わず、その給与は中国国内で負担されたものと見なして、183日ルールの適用対象外とするというもの。

⇒ 183日ルールの適用対象となるのは、「中国国内で給与が支払い、負担されていない非居住者」に限定される。

上記の見なしルールにより、実態に拘わらず（全額日本で支払い、負担されていても）、中国の駐在員事務所が負担したと見なされ、183日ルールが適用できなくなる。

### 2. 見なし課税方法の影響

上記の見なしルールの結果、以下の給与負担部分の割り算は、すべて1になる。

#### ① 外国人一般職

##### 1) 中国滞在 90 日以内（公式一）

当月課税対象給与＝

当月給与総額×（当月国内支払い給与÷当月国内外給与合計額）×（当月国内勤務日数÷

当月日数)

2) 中国滞在 90 日超～183 日未満 (公式二)

当月課税対象給与＝

当月給与総額×(当月国内勤務日数÷当月日数)

② 外国人高級管理職

1) 中国滞在 90 日以内

中国組織が負担した給与に対してのみ個人所得税を納税。

2) 中国滞在 90 日超～183 日未満 (公式三)

当月課税対象給与＝

当月給与総額×{1－(当月国外支払い給与÷当月国内外給与総額)}×(当月国外勤務日数÷当月日数)}

<修正後>

① 外国人一般職

1) 中国滞在 90 日以内 (公式一・修正後)

当月課税対象給与＝

当月給与総額×(当月国内勤務日数÷当月日数)

2) 中国滞在 90 日超～183 日未満 (公式二)

当月課税対象給与＝

当月給与総額×(当月国内勤務日数÷当月日数)

② 外国人高級管理職

1) 中国滞在 90 日以内

中国組織が負担した給与に対してのみ個人所得税を納税＝全額

2) 中国滞在 90 日超～183 日未満 (公式三)

当月課税対象給与＝

当月給与総額×1＝全額

以上の結果、中国外業務の兼務が無ければ（中国の駐在員業務専任であれば）、滞在日数に拘わらず、全額課税される。

兼務が有れば、その分が勤務日数に反映されるので、その分の課税を減らす事ができる。

⇒ 通常は、非居住者が月に数日中国に滞在して、駐在員事務所業務を対応する場合、兼務である事が明白なので、滞在日数を勤務日数と見なして（入出国日の扱いは調整するが）、納税額を算定する。

今回の特殊環境下、全く中国に入国できない場合も、同様の対応で良いかという点に付いては、所管税務機関で確認を要する。

以上